

観光ループバス運行事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、観光ループバス運行事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、主要観光地を結ぶ観光ループバスの運行事業（以下「補助対象事業」という。）に対し、補助金を交付することにより、観光客等の利便を図り、もって本市の観光の振興を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会とする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、観光ループバスの運行経費とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月10日から施行し、平成24年4月9日から適用することとする。